

医政支発 0330 第 3 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

特定医療法人の承認要件の見直し等について

平成 30 年度税制改正の大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、特定医療法人の承認要件については、所要の見直しを行うこととなりました。これに伴い、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 133 号）」が告示され、その内容については、本年 3 月 27 日付で「「医療法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について（平成 30 年医政発 0327 第 23 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

また、介護保険法の改正により創設された介護医療院が平成 30 年 4 月 1 日より施行されること等に伴い、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、併せて適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年医政指発第 1009001 号） 別添 1

第 2 その他の既往通知の改正について

- 「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年医政指発第 0330003 号） 別添 2
- 「地域医療連携推進法人の定款例について」（平成 29 年医政支発 0217 第 1 号） 別添 3
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年医政支発 0217 第 3 号） 別添 4

第 3 経過措置

第 1 については、医療法人の平成 30 年 4 月 1 日以降に始まる事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例によることとする。